

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第20号

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付要綱

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺被害の防止を図り、もって町民の財産を守るため、自動録音電話機等を購入した者に対し、予算の範囲内で購入に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動録音電話機等 兵庫県自動録音電話機等普及促進事業補助制度に定めるもので、対象となる機器は、着信前自動警告及び自動録音機能を有する自動録音電話機及び外付け録音機であり、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話機推奨目録に記載されている固定電話機、又は固定電話機に設置する機器とする。ただし、優良防犯電話機推奨目録に記載がないものであっても、個別に確認して、着信前自動警告及び自動録音機能を有していると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 満65歳以上の者 交付申請を行った日の属する年度の3月末日までに65歳に到達する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者又はその者が属する世帯の構成員であること。ただし、65歳未満の者であっても認知症の判定を受けた者で、自動録音電話機等の設置が必要と認められる場合は、この限りではない。
- (2) 令和5年12月13日以降に自動録音電話機等を購入した者であること。
- (3) 世帯構成員全員が町税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、満65歳以上の者又は認知症の判定を受けた者が使用する自動録音電話機等の購入に要する費用とする。ただし、以下の経費については、交付の対象とはしない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 自動録音電話機等の設置に係る経費
- (5) 自動録音電話機等の配送に係る経費
- (6) 自動録音電話機等の広報に係る経費
- (7) 65歳以上の高齢者が2名以上居住する世帯について、複数台の自動録音電話機等の購入費用

(補助金の額)

第5条 自動録音電話機の購入にあつては10,000円を上限とし、外付け録音機の購入にあつては5,000円を上限とする。なお、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 自動録音電話機等の購入に係る領収書(購入店、購入日、購入金額及び品名が確認できるもの)

(2) 自動録音電話機等の仕様が分かる書類(カタログ、取扱説明書の写しなど)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の交付の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助対象の自動録音電話機等を転売したとき。(補助金取得後の返品が発生した場合を含む。)

(3) 佐用町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(4) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

佐用町長 様

申請者 (住民票上、対象者と同一世帯のかた)

住 所

氏 名

電話番号 - -

対象者から見た続柄

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

なお、本申請の審査に必要な範囲で私の属する世帯の住民基本台帳及び町税の納付状況、認知症の判定状況について、関係書類等を確認することに同意します。

記

補助金の申請は、1世帯につき1台です。

1. 対象者 (補助の対象となる 65 歳以上のかたの氏名・生年月日)

氏名		生年月日	(昭和 35 年 3 月 31 日以前に生まれた方)
			年 月 日

※世帯内に 65 歳以上のかたが 2 人以上いる場合は、どなたかお 1 人についてご記入ください。  
※65 歳未満の認知症のかたも対象となります。

2. 購入申請額

補助対象経費 (機器の購入費用)	交付申請額
円 (A)	(A) から 100 円未満を切り捨てた額 電話機: 上限 10,000 円 録音機: 上限 5,000 円 _____ 円

(裏面へ続く)

※機器の購入費用に含めないもの

- (1)修理、点検等に係る経費
- (2)消耗品の交換等に係る経費
- (3)電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4)自動録音電話機等の設置に係る経費
- (5)自動録音電話機等の配送に係る経費
- (6)自動録音電話機等の広報に係る経費

### 3. 購入機器

製品名	購入年月日
	※令和5年12月13日以降に購入したものが対象 年 月 日

### 4. 対象電話番号

電話番号	-	-

※設置確認のため、記載いただいた対象電話番号に架電させていただきます

### 5. 申請者の振込先口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	店舗名	本店・支店 出張所
口座種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

#### 【添付書類】

- (1) 自動録音電話機等の購入に係る領収書の写し（購入店、購入日、購入金額及び品名が確認できるもの）
- (2) 購入機器の仕様が分かる書類（カタログ、取扱説明書の写しなど）
- (3) 申請者の振込先預金通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ）

様式第2号（第7条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

佐用町長

佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった佐用町自動録音電話機等購入費補助金については、佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円